

## 「食文化ストーリー」創出・発信事業国庫補助要項

令和3年2月15日  
文化庁長官決定  
令和8年1月22日一部改正

### 1. 趣旨

この要項は、文化芸術振興費補助金（「食文化ストーリー」創出・発信事業）交付要綱（令和3年2月15日文化庁長官決定）に基づき、事業実施に要する経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体及び法人格を有する者その他文化庁長官が適当と認める団体とする。

### 3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

#### (1) 調査研究事業

有識者検討会の開催、文献・実地調査、報告書・動画作成等、食文化の文化的価値を明確化し文化財としての登録・指定等に資する調査研究に関する事業

#### (2) 保護継承事業

学校教育及び生涯学習での講習会等食文化教育、シンポジウム・ワークショップなどによる幅広い関係者の交流促進・連携体制の構築、食文化の振興に取り組む者の顕彰、継承団体の育成等食文化の保護・継承に関する事業

#### (3) 発信等事業

食文化の文化的背景をわかりやすく伝える「食文化ストーリー」の構築・国内外への発信、イベント等での食文化に関する展示、ウェブサイト等や食関連施設等を活用した食文化の発信・体験等に関する事業

### 4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

#### (1) 調査研究事業

ア 事業費

イ 事務費

#### (2) 保護継承事業

ア 事業費

イ 事務費

(3) 発信等事業

- ア 事業費
- イ 事務費

5. 収入

補助事業の遂行により収入（補助金を前払い、又は概算払いした場合の預金利子並びに仮設物及び不用財等の売払代等を含む。）を生じた場合は、その分を補助対象経費から差し引くものとする。

6. 補助金の額

4. (1) の補助金の額は、予算の範囲内において定額とする。4. (2) 及び (3) の補助金の額は、補助対象経費の 50 % とする。

(附則)

- 1 この要項の改正は、令和 8 年 1 月 22 日から施行する。
- 2 この要項は、交付の決定の日が令和 8 年 4 月 1 日以降であるものに適用し、交付の決定の日が令和 8 年 3 月 31 日以前であるものについては、なお従前の例による。

(別紙)

対象経費の区分	項	目	目的細分	説明
(1) 調査研究事業 (2) 保護継承事業 (3) 発信等事業	ア 事業費	共済費	社会保険料 福利厚生費 傷害保険料 ○○保険料	本事業のために雇用された職員の事業主負担分のみ 同上のうち健康診断に限る ボランティア保険等 危険作業を伴う等、特に必要な場合に限る
		給与		補助員等
		報償費	調査謝金 原稿執筆謝金 ○○謝金	補助事業者（構成員等を含む）は 対象外
		旅費	普通旅費 特別旅費 費用弁償	職員旅費 外部委員等旅費（招へい外国人を含む） 調査員等に対する費用弁償
		需用費	消耗品費 印刷製本費 その他需用費	単価が10万円（税込）以下のものに限る 調査報告書印刷
		委託費	○○委託費	
		使用料及び借料	会場等借料 自動車借料 ○○使用料 ○○借料	会場、機材等借料
		備品購入費		
		役務費	通信運搬費 手数料 雑役務費 ○○費	シンポジウム運営、映像・録音記録等
		請負費	○○請負費	会場設営等
イ 事務費	給与			臨時に雇用する場合のみ
		共済費	社会保険料 ○○保険料	本事業のために雇用された職員の事業主負担分のみ
		旅費	普通旅費	連絡旅費
		役務費	通信運搬費 手数料 雑役務費	振込手数料等
		需用費	消耗品費 印刷製本費 その他需用費	単価が10万円（税込）以下のものに限る 報告書印刷費、コピーデザイン等